随意契約の内容の公表

In 1/2 in in	
担当部課	こども子育て部子育て相談課
契約締結年月日	令和6年5月17日
業務名	尾張旭市ヤングケアラー実態把握業務
業務の概要	本市のヤングケアラーの実態を把握するため、令和5年度に 実施したヤングケアラー検討会議の内容を踏まえ、教育、介 護、福祉などの関係機関に対して、アンケートやヒアリング による実態調査を行う。
契約金額 (税込)	935,000 円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。
契約の相手方	一般社団法人 地域問題研究所
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項
	(該当する□欄に印をつけること) 図 第2号 その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	□ 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務 の提供を受ける契約をするとき。
	□ 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	□ 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することが できる見込みのあるとき。
	□ 第8号 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付 し落札者がないとき。
	□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明	一般社団法人地域問題研究所は、昨年度実施した本市のヤングケアラ
	一検討会議を支援した委託業者であり、技術的、専門的観点から本市
	の特徴を熟知、把握したうえで、ヤングケアラーの実態把握に対する
	適切な方法等を提供してきた。今回実施するヤングケアラー実態調査
及び	では、昨年度に実施したヤングケアラー検討会議の内容や意見等を踏
契約相手方の選定理由	まえたうえで本市の実態にあった調査を実施することが必要であり、
	当該事業者は本市の内容を熟知し、仕様書に示す業務が実施可能であ
	るため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づ
	く随意契約とした。

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、こども子育て部子育て相談課です。